平成２８年（フ）第２３２号
大津市一里山１丁目17番15号
債務者　有川　元子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１号
和歌山県新宮市千穂３丁目１番15号　ハイツパープル102号
債務者　大堀　晶子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２８年（フ）第９１号
鳥取県鳥取市吉成２丁目５番16―１号
債務者　平原茂雄こと　尹　　茂雄
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１１号
鳥取県米子市両三柳3262番地３　エバーＫ201号
債務者　寺前　由理
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１１８号
鳥取県米子市博労町３丁目184番地１　オリーブマンション103号
債務者　高島　義明
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第５４０号
広島市西区草津東２丁目４番15号
債務者　堀本　浩幸
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５９１号
広島市中区舟入本町10番12―102号
債務者　小川　和行
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７０号
広島県尾道市因島田熊町1098番地１
債務者　戸田　　彰
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第７１号
広島県尾道市因島田熊町1098番地１
債務者　戸田　順子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第２４５号
愛媛県伊予市尾崎649番地８
債務者　石田　裕範
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６６号
愛媛県松山市喜与町１丁目10番地１　リブウェル喜与町401号
債務者　江戸　　守
法定代理人成年後見人　川崎　勇次
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６号
愛媛県大洲市長浜町下須戒甲13番地８
債務者　矢野　秀征
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第８７号
愛媛県新居浜市田の上４丁目２番35号　メゾン・ルベンテＡ102号室、前住所愛媛県新居浜市萩生868番地の２
債務者　進藤　真理（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２７９号
宮崎市稗原町62番地１　美浜コーポ208号
債務者　松田　鉄洋
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９７号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町１番17号（リバーレインアクア807号）
債務者　髙木絵里香
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３７号
鹿児島県大島郡知名町大字徳時35番地
債務者　熟　　先**隆**
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第４３号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町11番１―36号
債務者　瀬戸山千枝
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部